

議案第135号

指定管理者の指定について

上越市生活支援ハウス条例（平成16年上越市条例第98号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
浦川原生活支援ハウス	上越市木田新田1丁目1番3号 社会福祉法人上越市社会福祉協議会 会長 橋本 眞孝	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで